

多様なメディアを利用して行う授業の円滑な実施に向けた指針について

中央大学

本学では、新型コロナウイルスの感染拡大の回避対応策として、現在のところでは、学年暦上の授業開始日からの2週間を特別休講期間、さらにその後一定の期間を特別措置期間として設定しています。

特別措置期間においてはもとより、その後においても、個々の授業が面接授業で実施できない場合に備えて、多様なメディアを利用して行う授業の実施が可能となるよう、制度的・技術的・実務的な対応を進めています。

以下に、多様なメディアを利用して行う授業の円滑な実施に向けた指針を掲げますので、授業の実施にあたってご留意いただきますようお願いいたします。

記

1. 多様なメディアを利用して行う授業（オンライン授業）の種類と制度上の位置づけについて

(1) 類型

本学では、個別の授業について、「多様なメディアを利用して行う授業」を「オンライン授業」と称し、以下の①から④の類型を含むものとします。大学院における研究指導をこれら4つの形態で行うこともあります。

これら4つの形態で行われた授業については、単位の認定に必要な授業期間中の必要な回数の授業として認められ、後日の補講授業を要としないものとします。

- ① 双方向型授業・・・教員と学生がインターネットを介して繋がった状態で、リアルタイムに音声や動画で行う授業
- ② 動画配信型授業・・・授業を録画したビデオを視聴して、別の手段（メールや掲示板等）で質問や議論を行う授業
- ③ 資料配信型授業・・・ナレーション付の講義資料（パワーポイント等）を視聴して、別の手段（メールや掲示板等）で質問や議論を行う授業
- ④ 自習中心型授業・・・教科書による自習、演習などを中心として、別の手段（メールや掲示板等）で質問や議論を行う授業

なお、①の双方向型授業を実施する場合、当該授業の全時間帯について同時双方向の状態を保つことは法令上求められていないことから、例えば、100分授業の最初と最後においてテレビ会議システム等を通じた講義を実施し、その途中においては、電子メールや掲示板等による質疑応答等を行いつつ、スライド資料等の教材を用いて、授業中に課すものに相当する学修を各自行わせる、といった方法も考えられます。

また、④において、教科書による自習、演習を行う場合、資料やテキストを学生に送り、読ませるだけでは不適切で、当該授業の目的やねらい、教科書を読むにあたっての留意点や、必要な視点・観点などを示すなどにより(「自学自習の指示」となり、①～④すべての類型で想定される「予習の指示」以上の質的内容を備えるものとなりますので)、授業中に課すものに相当する学修とする必要があります。この点には、とくに注意が必要です。

(2) 制度上の位置づけ

大学の通学課程の授業は、一般に、通期の授業科目として、「面接授業」と「遠隔授業(最近ではメディア授業といえます)」とに分けられ、通期の授業科目としての遠隔授業(メディア授業)により修得した単位は、卒業要件として修得すべき単位のうち 60 単位を超えない範囲で学則に定めた場合には、その範囲で卒業要件に参入することができます(大学院は 30 単位を超えない範囲です)。

また、通期の授業科目としての面接授業の一部分だけを遠隔授業(メディア授業)によって実施する場合には、通期の授業科目としての面接授業と認められます(通期の遠隔授業として卒業要件の例外とする上限 60 単位までの範囲内に算定する必要がありません)。ただし、この場合には、授業科目全体が、主として面接授業として実施するもので、面接授業により得られる教育効果を有することが前提となります。したがって、ある授業科目において、個別の授業の多くが遠隔授業で行われ個別の面接授業の回数が極めて少ない場合は、通期の授業科目としての面接授業が実施されたとはいえませんので注意が必要です。

本学では、必要な学則改正について、4月の教授会でお諮りする予定です。

これらのことから、本学では、現在設定の特別措置期間を遠隔授業(メディア授業)で実施し、その後、事態が改善して集合型の面接授業が実施出来るようになった場合には、通期では面接授業として扱うことができます。

ただし、長期にわたって事態が改善されない場合には、個別の面接授業回数が極端に少なくなり、その授業科目は通期では遠隔授業の扱いとなり、現行制度上は、卒業必要単位の算定において、学則に定める例外の 60 単位の範囲でしか認められなくなります。この点、オンライン授業を活用した場合、通期の面接授業として扱われる範囲や回数について、引き続き文部科学省と協議を要しますので、一定の公的な見解が得られましたら、あらためてお知らせ致します。

2. オンライン授業の実施方法について

(1) 実施の方法と手段

本学で実施するオンライン授業の各類型においては、原則として、次のツールを利用することを想定して、実施します。

- ① 双方向型授業・・・Webex + manaba
- ② 動画配信型授業・・・Webex (Zoom、Google Hangout meet) + manaba
- ③ 資料配信型授業・・・Powerpoint 等の資料 + manaba
- ④ 自習中心型授業・・・Powerpoint 等の資料 + manaba

Webex については、全教職員(非常勤教員を含む)の全学メールアドレス(@g.chuo-u.ac.jp ドメインのGメールアドレス)あてに招待メール(ID・パスワードの発行案内通知)を送付いたしました。とくに双方向型授業、動画配信型授業を実施する先生方におかれましては、全学メールをご確認ください。また、これまで全学メールをお持ちでなかった方については、自動付与を行っております。付与されたご自身のメールアドレスの確認方法、また、アドレスをお忘れになった場合の確認方法については、下記の特設サイトをご参照ください。

なお、Webex は、教職員のテレワークを実現するための一環としてのテレビ会議システムとしても活用を予定しています。本学キャリアセンターでは、文系学生に対して Webex による個別面談を開始しました。学生は、双方向型授業の受講の際に Webex の ID は不要ですが、学生自身がさまざまな催しや活動を行う際に利用できるため、状況を見ながら後日配布することを予定しています。

「中央大学オンライン授業・テレビ会議ポータルサイト」を開設し、manaba の利用を含めたオンライン授業に必要な情報を掲載し、内容を随時更新しておりますので、下記サイトを是非ご覧ください。

<https://web701.kc.chuo-u.ac.jp/wordpress/> (Google Chrome 又は Firefox でご覧ください)

(2) 実施の場所と時間

授業を行う場所は、主として教室や研究室としておりますが、オンライン授業の実施に関しては、状況に応じ、自宅及び本務先から行うことができるものとし、それ以外の場所では授業を行わないことを原則とします。

また、オンライン授業は、当該年度の時間割で割り当てられた曜日・時限に実施することとします。

アクセスの集中等、不測の事態により、オンライン授業の実施そのものが困難になることや、学生側の環境が突発的に不安定になることも予想されますので、運用上のご配慮をお願いいたします。

双方向型授業については、前日までに授業開催に必要な情報を学生に取得させておくようご指示ください。動画配信型授業、資料配信型授業、自習中心型授業等については、学生が、当該年度の時間割で履修した曜日・時間には動画の閲覧、資料の取得が可能となるよう準備していただきますが、学生は必ずしも当該時間割の時間帯でのアクセスが必須ではない旨をご指導いただき、提出物等の提出期限を設定される際には十分な猶予期間を設けていただくなど、できるだけ同時アクセスを避けるようご配慮をお願いいたします。

メールや掲示板を利用した学生との議論は、講義時間外に行っても構いませんが、早朝、深夜及び休日の時間帯は避けてください。

なお、不測の事態により、オンライン授業の実施が、困難になる事がありますので予めご了承ください。

自宅等でオンライン授業等を行う場合に事故が発生し、労働基準監督署が労働災害と認定した場合は、労災保険給付の対象となります。

(3) 実施にあたっての留意事項

1) 著作権と個人情報

オンライン授業で取り扱う著作権や個人情報について、必要最低限の留意点について別紙にまとめましたので、授業実施、資料作成にあたっては、事前にそちらをご確認ください。

2) シラバスの対応

今回のオンライン授業の導入にあたり、シラバスの変更が生じる場合は、学生にその変更内容を周知するとともに、所属の学部・研究科の事務室にご報告ください。特に、成績評価の方法に変更が生じる場合には、学生に確実に周知するようお願いいたします。

その報告や通知の方法については、各学部・研究科の事務室が指定する場合がありますので、ご注意ください。

3. 授業に参加する学生の環境整備について

(1) インターネット環境

オンライン授業導入にあたり、学生の皆さんには、PC 環境の整備をお願いする予定です。

なお、文部科学省は、学生のモバイル通信装置など、遠隔授業の実施に必要な環境整備を進める予定です。

(2) 教科書購入

教科書購入については、4月13日(月)からインターネットでの注文を受け付ける方向で検討中です。詳細が決定次第お知らせする予定です。

(3) 履修登録

学生は、manaba の自己登録機能で、履修登録や変更が終わっていない科目でも、教員が許可することで manaba のコース履修者として登録が可能です。

※2020 年度については、法・商・理工(一部科目を除く)・文・総合政策・国際経営・国際情報学部・学部共通間科目・教職科目・理工大学院に関しては、前期・通年のすべての科目を4月13日(月)までに自己登録可能科目とする作業を行います(経済学部・理工学部の一部科目・文系大学院の科目に関しては、教員が許可した科目のみ、学生は自己登録可能となります)。

(4) 図書館の利用

図書館の利用については、電子資料の活用について、本学公式 Web サイトの図書館のデータベース関連 のページで、随時自宅学習用のサービスの案内をしています。

<https://www.chuo-u.ac.jp/library/database/>

自宅で図書館のサービスを利用する場合は、VPN 接続が必要です。

接続方法は以下のページで確認できます。

<https://www.chuo-u.ac.jp/library/news/2020/04/48870/>

以上

2020年4月8日

オンライン授業実施に際してのコンテンツに関する法的注意事項
(2018年著作権法改正法未施行段階版)

中央大学

オンライン授業を行うに際しては、自らその内容（コンテンツ、著作物）を作成したり、他人の作成したコンテンツを利用したりすることになります。この文書は、その際において、法的に注意すべき点をまとめたものです。

なお、現在、政府では、2018年の著作権法改正法（オンライン授業を行いやすくするための改正を含む。）の施行を当初予定の2021年から2020年4月末に前倒しするための作業を進めています。この改正法が施行された場合、この文書に記載されている著作権に関する部分も改訂されますので、その点ご注意ください。

1 オンライン授業全般に共通の事柄

1.1 著作権

1.1.1 著作権の基本

(1) 現行著作権法は、著作物の著作者に、著作権と著作者人格権を認めています。その発生には、特段の手續等は必要なく、著作物を創作すれば、自動的にこれらの権利が生じます。したがって、通常の場合には、著作者と著作権者は一致しますが、著作権は譲渡可能であり、これが譲渡されている場合には、この両者は別となります。

なお、著作物には「本」や「CD」のように媒体に固定されているものはもちろん、講演や音楽の生演奏等の媒体に固定されていないものも含まれます。教員による講義も、立派な著作物といえます。また授業内で学生がプレゼンテーションを行った場合、そのプレゼンテーションは、教員による講義部分と独立して、その学生の著作物となります。

(2) 著作権とは、主として著作物を利用することに関する権利の束であり、複製、上演・演奏、上映、公衆送信、口述、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳・翻案などを行い、あるいは、他人が行うことを許諾する権利です。著作権者は、これにより経済的利益を得ることができます。

(3) 著作者人格権とは、公表権（未公表の著作物を公表する権利）、氏名表示権、同一性保持権（著作物の改変を受けない権利）など、著作者の人格的利益に結びつく権利であり、著作権が譲渡されている場合でも、著作者が維持し続けます。著作者人格権は、譲渡不能です。

(4) 上の(2)の複製権の例外として、学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程に

おける使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができます（著作権法 35 条 1 項）。たとえば、授業担当者は、授業で討論対象となる論文をコピーして、学生に配布することができます。このとき、著作権者の許諾は不要です。同様に、授業を受ける学生もコピーすることができますから、教員は、合法的に「次回の授業では、〇〇を討論対象とするので、コピーして用意して持参するように」という指示を与えることができます。ただし、コピーを予めメールで送信しておくことや、ストレージにアップロードしておくことは、現行法では認められていません。

- (5) また、上の(2)の複製権及び公衆送信権の例外として、ある教室で行う授業を他のキャンパス等へ送信して、そこで学生が授業を受ける場合（リアルタイムのオンライン授業）、その授業で用いられる他人の著作物を送信内容に含めることができます。この場合、著作権者の許諾は不要です（著作権法 35 条 2 項）。

1.1.2 現行法下のオンライン授業に際して特に注意すべき著作権のポイント

- (1) 現行著作権法は、他人の著作物をその許諾なく無償で利用することができる場合として「引用」を認めています。授業において他人の著作物を用いる場合、現状においては、「引用」の要件を満たすようにしてください。なお、「引用」を越えた授業内での利用の現時点における可能性については、下記 2.1 及び 2.2 を参照してください。

引用の要件には次のようなものがあります。

- (a) 公表された著作物であること

未公表のものは引用できません。

- (b) 明瞭区分性

オリジナルの部分かと引用部分が明瞭に区別されている必要があります。文字でいえば、「」で区切る、インデントで段下げするなどしてください。

- (c) 主従関係

質・量の両面で、オリジナルの部分が「主」で、引用部分が「従」の関係にあることが必要です。コンテンツのほとんどが他人の著作物であるような場合、引用とはいえません。

- (d) 引用の目的上正当な範囲であること

たとえば、特定の論点についての学説を紹介するために、教科書の該当部分を引用することは正当な範囲ですが、教科書 1 冊全体を引用することは正当な範囲を越えます。

- (e) 出典を明示すること

- (f) 改変をしないこと等著作人格権を侵害しないこと

- (2) 授業そのものの著作権は、当該授業を行った教員にあります。

- (3) 上の(2)に関わらず、学生のレポートやプレゼンテーション等は学生の著作物であり、学生に著作権がありますので、「引用」の範囲を超えて、それを含むコンテンツを作成す

る場合には、その学生の了解を得る必要があります。たとえば、ある学生のレポートを複製して参加学生に配付し、その分析を行う双方向授業を実施し、それを録画して動画配信型授業コンテンツを作成するといった場合が、これにあたります。また、学生の発言も、単純な事実を述べるような場合（これは、著作物としての保護対象に含まれません）を除き、学生の著作物です。

1.2 肖像権、プライバシー権及び個人情報

(1) 肖像権

オンライン授業においては、肖像権への配慮が必要です。双方向型の授業に学生の容貌が映ること自体には問題ありません（これは、通常の教室において教員と学生がお互いを認識できることと同様です）が、学生の容貌を録画することや、その録画を動画配信型授業等のコンテンツに再利用するには、学生の同意が必要です。そのようなことが想定される場合、予め学生の同意を得るか、学生の容貌が映り込まないようにする工夫が必要です。

(2) プライバシー権

「一般人の感受性を基準として当該私人の立場に立った場合、公開を欲しないであろうと認められる事柄」は、プライバシー権によって保護されます。このような事柄に係る情報については、学生の同意がなければ、オンライン授業で言及してはなりません。また、こうした情報が転々流通して、本人の予期しない不利益が生じる可能性がありますから、それに言及する特段の必要性がない限り、本人の同意があっても、これに言及すべきではありません。

(3) 要配慮個人情報

個人情報保護法は、「人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」を要配慮個人情報として、その取得自体と第三者への提供に本人の同意を必須としています。具体的には、次の11種の個人情報です。(1)人種、(2)信条、(3)社会的身分、(4)病歴、(5)犯罪の経歴、(6)犯罪により害を被った事実等のほか、(7)身体障害、知的障害、精神障害等の障害があること、(8)健康診断その他の検査の結果、(9)保健指導、診療・調剤情報、(10)本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索等の刑事事件の手術が行われたこと、(11)本人を非行少年又はその疑いがある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手術が行われたこと。このような情報については、学生の同意がなければ、収集自体が許されず、当然にオンライン授業で言及してはなりません。また、こうした情報が転々流通して、本人の予期しない不利益が生じる可能性がありますから、それに言及する特段の必要性がない限り、本人の明示の同意があっても、これに言及すべきではありません。

(4) 個人情報（プライバシー情報及び要配慮個人情報を除く）

個人情報とは、特定の個人を識別できる情報をいいます。この個人情報の扱い方につい

ての基本ルールは、その個人情報を用いる目的に照らして、必要な個人情報を必要な限りで収集し利用するということです。よって、プライバシー情報や要配慮個人情報と異なり、「個人情報はオンライン授業で扱うべきでない」という一律のルールや原則は存在しません。

たとえば、双方向授業で演習を行う場合、学生をその氏名で特定して発言を求めることがあります。演習という双方向型授業においては、学生を特定して発言を求めることが教育上必要ですから、まず、個人情報利用の目的が正当に認められます。また、演習の参加学生は相互に氏名を知っているということ、学生特定的手段として氏名は最も標準的なものであること等に鑑みると、この氏名という個人情報をこのように用いることに問題はないといえます。これに対して、たとえば、携帯電話の番号も氏名と同じく学生を特定する個人情報ですが、それが転々流通した場合のリスクを考えると、オンライン授業で扱うべきではないといえます。

よって、オンライン授業で個人情報を扱う場合には、教育上の目的（必要性）に照らして、どのような個人情報をどのように扱うことが必要かを検討し、さらにその取扱いリスクを勘案して判断することになります。なお、本人の同意は法律上必須の要件ではありませんが、これが得られる場合には、得ておくことが推奨されます。

2 著作権法改正関係の課題

2.1 現行著作権法が認める例外

現行著作権法は、双方向型オンライン授業でも、一定の要件を満たす場合には、「引用」を越えて他人の著作物を利用することを認めています（35条2項）。具体的な要件は、著作権法35条2項にいう「当該授業が行われている場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して」に含まれる次の3点です。

(a) 「当該授業が行われている場所以外の場所」

この点から、送信側と受信側の双方で授業が行われていることが必要です。

(b) 「当該授業を同時に受ける者に対して」

この点から、リアルタイム性が必要です。

(c) 「授業を受ける者」

授業を受ける者以外の不特定の者が視聴できる送信は、この要件を満たしません。

しかし、現在、双方向授業の標準的なものとして考えられている、「教員が研究室から授業を発信し、学生がそれぞれの自宅等から参加する双方向型オンライン授業」は、教員だけが自宅や研究室におり、学生が別の場所にもみ所在しているという授業形態ですので、この(a)要件を満たしません。またオンデマンド授業（双方向授業を録画したものを含む）は、この(b)要件を満たしません。

もっとも、著作権管理団体の多くは、コロナウイルス対策としてのオンライン授業に協力

を表明しています。たとえば、「授業目的公衆送信補償金等管理協会」を構成する著作権管理 16 団体は、2020 年 3 月 5 日付けで「現在、教育関係者の皆様が必要とされている利用に対して、緊急措置として特別に配慮し、ICT を活用した著作物の円滑な利用については可能な限り協力をさせていただく」ことを表明しています。

よって、上の(a)(b)要件については、これを満たさなくとも、実際には著作権法違反の指摘は行われないものと考えられます。ただし、この取扱いは、あくまで著作権者側の任意の協力によっていますので、「引用」を越えた他人の著作物利用を行う場合には、この点に十分に注意し、教員自身の責任で行なってください。また、2.2 に示すように、現在、政府では著作権法改正法の施行を 2020 年 4 月末に前倒しすることによって、この問題に対応する準備を進めていますので、4 月中は、他人の著作物の利用を「引用」の範囲内に留められないかを検討することを推奨します。

2.2 改正著作権法が定める例外

2018 年の著作権法改正は、教育における他人の著作物の利用について、大規模な例外を定めています。しかし、2020 年 4 月 8 日現在、この改正法は施行されていませんので、「2018 年著作権法改正法に基づく例外が利用できる」という説明は、現段階では誤りです。

ただし、政府では現在、新型コロナウイルス対策として、2021 年に予定されていた改正法施行を前倒しするために、パブリックコメント等の手続を開始しています。改正法が施行された場合、「引用」を越えて、次のようなことが可能となります。

(a) リアルタイム双方向授業

この場合に、他人の著作物を許諾なく利用するためには、送信側（教員側）に学生が必要である、という要件が撤廃されます。

(b) 動画配信型（オンデマンド）授業

動画配信型授業でも、他人の著作物を許諾なく利用できるようになります。

(c) 予習・復習の資料配付

予習・復習のための資料として、他人の著作物を電子メールやクラウド・サーバーを用いて配信することができるようになります。

なお、この改正によって従来よりも他人の著作物利用が拡張された部分については、補償金を支払うことが必要とされていますが、「授業目的公衆送信補償金等管理協会」は 2020 年度については「無償」とすることを表明されています。

こうした点を含め、改正法施行によるオンライン授業のあり方の変更については、別途お知らせ致します。